

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第2号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料、<u>初任給調整手当及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。以下この条において同じ。）</u>の月額は、<u>それぞれその職員が本来受けるべき給料、初任給調整手当及び特殊勤務手当</u>の月額とする。</p>	<p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、その職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p>

第1号様式（第11条関係）

扶 養 親 族 届
殿

所属長印

職員の給与に関する条例第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日受理

略	所 属 コ ー ド				
	職 員 番 号				
	配 偶 者 の 有 無 (該当を○で囲む。)	有 1	無 0		
	扶 養 親 族 数	配 偶 者	人		
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	人		
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	△		
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	人		
		60歳以上の父母・祖父母	人		
		心身に著しい障害がある者	人		
		加算対象となる子の数	人		
		異動日付(支給の 始期、終期等)	年 月 日		
		上記のとおり認定する。			
	決 裁				

第1号様式（第11条関係）

扶 養 親 族 届
殿

所属長印

職員の給与に関する条例第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日受理

略	所 属 名 及 び 所 属 コ ー ド				
	氏 名 及 び 職 員 番 号				
	配 偶 者 の 有 無 (該当を○で囲む。)	有 1	無 0		
	扶 養 親 族 数	配 偶 者	人		
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫	人		
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	人		
		60歳以上の父母・祖父母	人		
		心身に著しい障害がある者	人		
		扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数	△		
		加算対象となる子の数	人		
		異動日付(支給の 始期、終期等)	年 月 日		
		上記のとおり認定する。			
	決 裁				

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。